

# これまでの法人税改革の経緯

平成28年10月4日

# 平成28年度税制改正のポイント

## 1. 法人実効税率20%台の実現

- ・28年度に29.97%、30年度に29.74%に引下げを決定（ドイツ並み）
- ・財源：①設備投資減税の期限通りの廃止（28年度末期限。「やるなら今でしょ」）  
②減価償却制度の見直し（投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定）  
③外形標準課税の更なる拡大（中堅企業の負担増回避とセット）  
④繰越欠損金控除制度の縮減の前倒し（総枠を維持しつつ、激変緩和を3年間に延長）
- ・外形標準課税
  - ①中小企業には適用しない
  - ②中堅企業への配慮措置を拡充し、当面2年間は、現行制度より負担が拡大しないことを確保

## 2. 中小企業の新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- ・史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業に大きな効果あり
- ・支援対象は、中小企業が認定計画に基づき取得する新規の機械装置
- ・支援要件（①160万円以上、②生産性1%向上）（中小企業に配慮し、最新モデル要件は除外）
- ・1/2軽減を3年間

## 3. 車体課税の抜本的見直し

- ・自動車取得税を廃止（消費税率10%時引上げ時）
- ・同時期に導入される自動車税・軽自動車税の環境性能割は、自動車取得税の付け替えとならないよう、2割程度縮小した規模での制度設計（1100億円→890億円）。新車販売の約半分が非課税に<sup>1</sup>

# 1. 法人実効税率20%台の実現

○平成28年度に**29.97%**、平成30年度に**29.74%**まで税率引下げを決定。

- － 3年連続で、2%を超える税率引下げを実現(26年度:▲2.38%、27年度:▲2.51%、28年度:▲2.14%)
- － 平成30年度には、ドイツ並みの水準を実現。

○財源は、**経済に悪影響の少ないもの**に絞って対応。

- ① 研究開発税制を堅持
- ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
- ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し(「やるなら今でしょ」)
- ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保
- ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き下げは、総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化

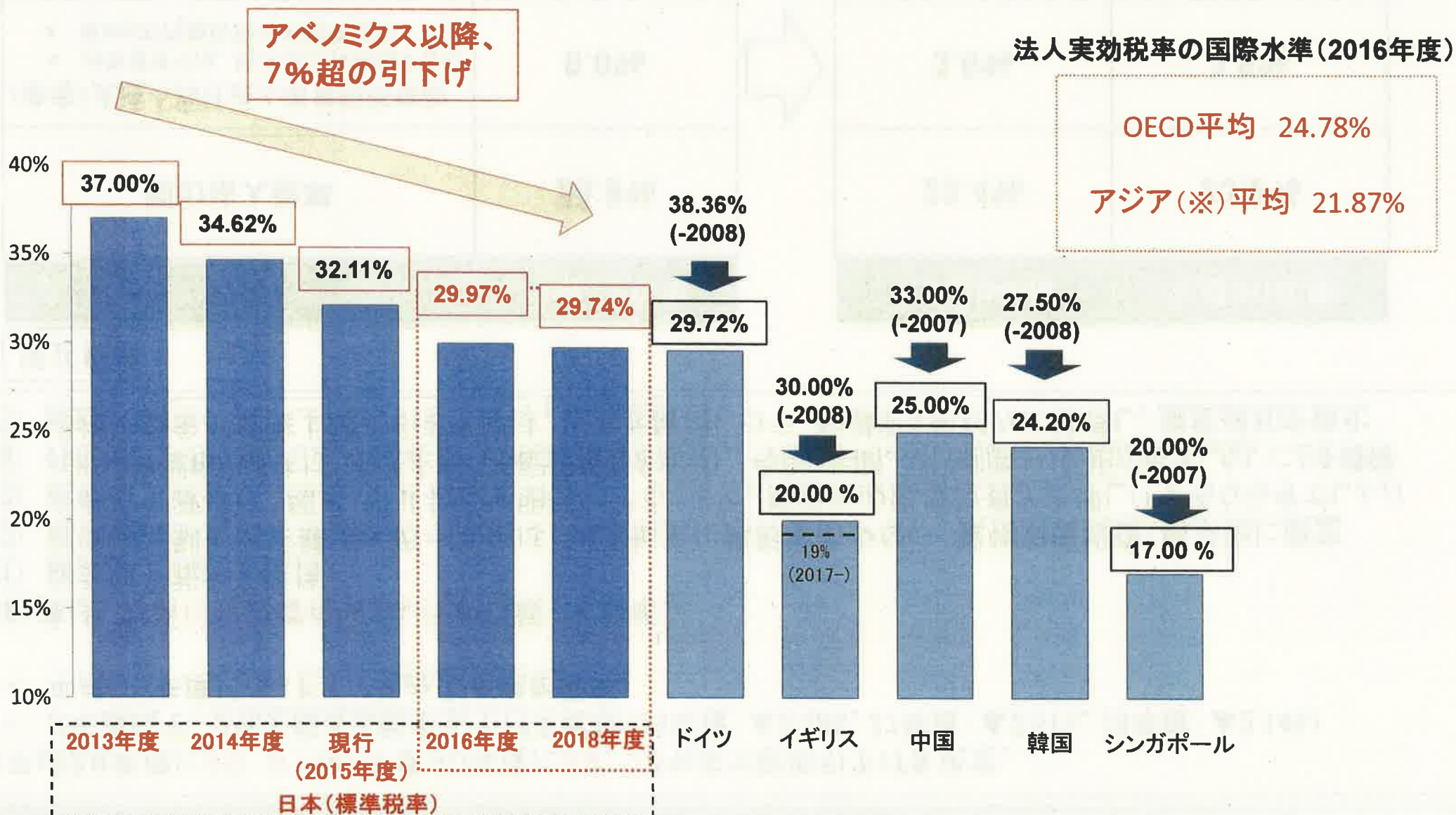
## 改正概要

|  | 平成27年度 | 平成28年度             | 平成30年度             |
|--|--------|--------------------|--------------------|
| 国の法人税率   | 23.9%  | 23.4%              | 23.2%              |
| (参考)大法人向け法人事業税所得割<br>* 28年度までは、地方法人特別税を含む<br>* 年800万円超所得分の標準税率 | 6.0%   | 3.6%               | 3.6%               |
| (参考)国・地方の法人実効税率<br><標準税率ベース* >                                 | 32.11% | 29.97%<br>(▲2.14%) | 29.74%<br>(▲2.37%) |

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は**33.06%**。

# (参考) 法人実効税率引下げの経緯と国際水準

○安倍政権は、法人実効税率の**7%超の引下げ**を実現。30年度にはドイツ並みの水準へ。



(出所) KPMG Corporate tax rates table等より経産産業省作成

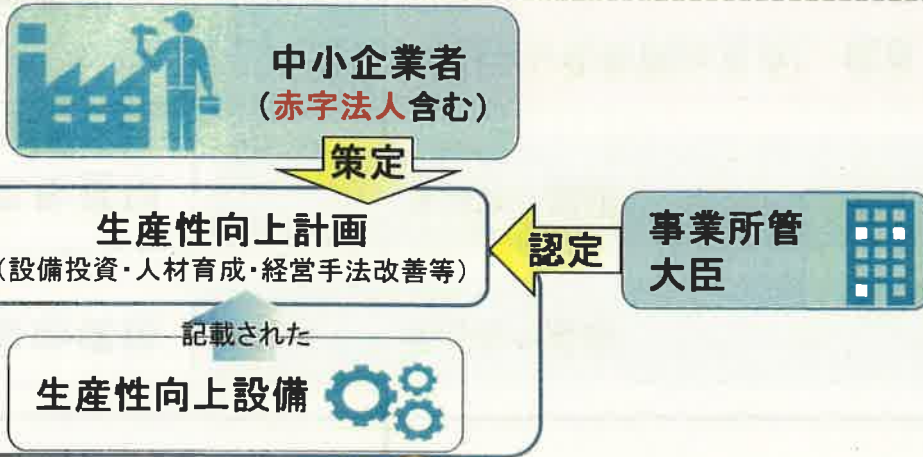
※アジアとは、中国、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムの10か国・地域

## 2. 中小企業の新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例

- 中小企業が取得する**新規の機械装置**は、3年間、**固定資産税を1/2に軽減する措置**を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税**。**赤字中小企業にも大きな効果あり**。

**適用期間** 【適用期間:3年間(平成30年度末までの投資)】

**新法**



**特例措置**

(生産性向上設備に係る)  
**固定資産税の特例  
1/2軽減(3年間)**

**特例対象・内容**

**【支援対象】**

- 中小企業者が新法の**認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)**

※中小企業者:資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

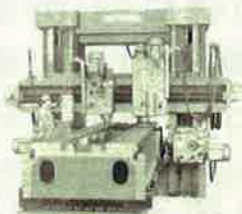
- **生産性を高める機械装置が対象**

※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、**中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。**

**【特例】**

- **固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減**

対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型(NC)複合加工機

H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 H32年度 H33年度

取得

特例

取得

特例

取得

特例

※例:平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。

### 3. 車体課税の見直しについて

○平成28年度税制改正において以下の事項を決定

①自動車取得税の廃止(消費税率10%引き上げ時)

②自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入(同上)

→ 現行の自動車取得税(1096億円)に比べて、2割程度の規模縮減(約890億円)

③自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の1年延長

○その後、消費税率10%への引き上げ時期の延期(平成31年10月1日)に伴い、自動車取得税廃止及び環境性能割の導入も平成31年10月1日に延期決定。

